

CM方式の拡大が進む昨今、CCMJ資格は皆様のキャリアパスにおいて非常に有用で、今後ますます重要になることでしょう。2021年4月よりCPD研修制度が変更となり、制度変更後の自動加算ポイント制度が廃止されていますので、協会HPなどを改めてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

■ CPD 研修制度についての基本

CCMJ資格を更新するためには取得したCPD研修ポイントをCMAJ事務局に提出し審査を受ける必要があります。

※ CPD研修制度が改訂され、2021年4月1日以降のイベント(CM選奨応募を含む)のポイントは自動加算されません。

CPD 研修制度の特徴

- ・CPD研修ポイントは**5年間で計50ポイント**が必要です。
- ・CPD研修ポイントは『自動加算ポイント(CM協会による)』と『申請ポイント(自己申告)』に分かれます(右図)。

■ 更新期限の確認方法

CCMJ登録証の有効期限が『2022年1月31日』よりも前の方は今回更新が必要です。



○ **今回更新対象の交付番号**

- ・05- で始まる番号
- ・11- で始まる番号
- ・16- で始まる番号

○ **今回更新対象の有効期限**

2022年1月31日

※それ以前の方は事務局にお問い合わせください。

※交付番号が資格番号と記載されている場合があります。

■ CPD 研修ポイントの種類

A: 自動加算ポイント

2021年3月31日までの対象イベントへ参加するとCPDポイントが自動加算されます。

〈対象イベント〉

- ・CMスクールへの出席
- ・CMAJフォーラムへの出席
- ・総会出席(東京開催のみ)

B: 申請ポイント

左記の自動加算ポイント以外の全てのポイントを指します。(加算対象の例)

- ・機関誌への感想の提出
- ・機関誌などへの執筆
- ・自動加算以外のイベント出席
- ・2021年4月以降のイベント出席、CM選奨応募 など

■ CPD 研修ポイントの取得の例

取得例① - 講習会等への参加をベースにする場合 -

CMスクールへ1回参加:15pt×1回=15pt
CMAJの講習会に合計10時間参加:2pt×10h=20pt
機関誌を読み、感想文を5件提出:3pt×5件=15pt

50pt

取得例② - 機関誌への感想文をベースにする場合 -

総会に2回出席:5pt×2回=10pt
CMAJフォーラムに2回参加:5pt×2回=10pt
機関誌を読み、感想文を10件提出:3pt×10件=30pt

50pt

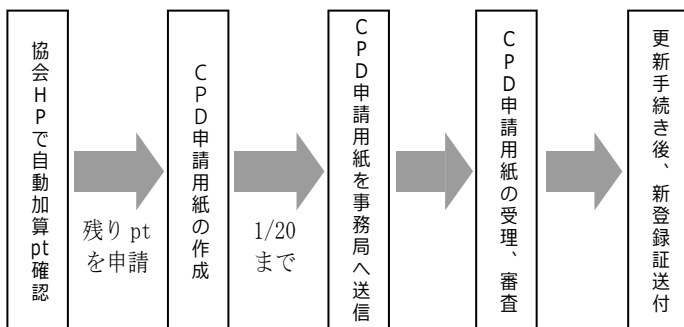
CCMJ 資格の更新方法 : 今期更新者向け

2022年1月20日

までにCPD申請書をメール、FAX、郵送のいずれかで事務局まで提出してください！(郵送の場合は消印有効)

■ CCMJ 資格の更新完了までの流れ

2021年3月以前の自動加算ポイントを確認(以降のポイントは自己申請してください)して、合計50ポイントを超えるように足りない分のポイントをCPD申請用紙にて申請してください。CPD研修ポイントの申請を行い、審査に合格すると、資格者に更新の手続き書が届きます。手続き完了後お手元に新しいCCMJ資格登録証が送付されます。



■ 自動加算ポイントの確認方法

2017年1月から2021年3月までの自動加算ポイントは、CMAJの個人ページからにて随時確認が可能です。

■ CPD研修ポイント取得の留意点

資格更新に必要なCPD研修ポイントの取得期限は有効期限の前年の12月末日です。2022年1月以降に取得するポイントは資格更新に利用できませんので留意ください。

■ 今後のCMAJ主催のイベント

① CMスクール(自動加算ポイント、15ポイント/6時間)

② CMAJフォーラム(自動加算ポイント、5ポイント/1回)

※今後のCMAJ主催のイベントはCOVID-19の影響を考慮して開催方法等を検討中です。イベント開催の予定はCMAJ HPに随時更新しますのでご確認ください。

上記の説明は、CCMJ資格の更新方法の概要です。申請用紙等のフォーマットや詳しい解説は協会HPの資格更新の中の『CCMJ資格更新説明ページ』をご確認ください(右のQRコードからでもアクセス可能です)。記載のない内容等でお問い合わせがある場合は、事務局までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会

東京都港区芝5-26-20 建築会館6階

TEL:03-5730-7791 E-mail:hq@cmaj.org

CCMJ資格更新説明ページURL:

<https://cmaj.org/index.php/ja/certification/guide>

